

49	福祉保健局	救急・災害・周産期・小児医療等の一層の充実
事業概要	<p>【救急医療対策】</p> <p>都における救急医療体制は、入院を必要としない軽症患者に対する初期救急医療機関、入院を要する中等症患者に対する二次救急医療機関及び生命危機を伴う重篤患者に対応する三次救急医療機関を基本としている。</p> <p>特に小児救急については、他の医療機関では救命治療の継続が困難な重篤な小児の救急患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設として東京都こども救命センターを指定し、医療機関のネットワーク構築に取り組んでいる。</p> <p>また、搬送先の選定が困難な患者を地域の救急医療機関が連携・協力して迅速に受け入れる、「救急医療の東京ルール」の取組を推進している。</p> <p>ルール1：救急患者の迅速な受入れ ルール2：「トリアージ」の実施 ルール3：都民の理解と参画</p> <p>【周産期医療対策】</p> <p>地域において妊娠・出産から新生児までに至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な医療提供体制を整備することにより、安心して子供を産み育てることができる環境づくりの推進に取り組んでいる。</p> <p>【災害医療対策】</p> <p>医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の整備や多数傷病者などの救命処置等を災害現場で行う「東京DMAT」の編成及び運営を行っている。</p> <p>また、大規模災害発生時に円滑に医療機能の確保を行えるよう、「東京都災害医療協議会」を設置し、関係機関が連携することで実効性の高い災害医療体制の構築に向け取り組んでいる。</p>	

【救急医療対策】

- 平成 11 年度 休日・全夜間診療事業 開始
- 平成 13 年度 休日・全夜間診療事業（小児科） 開始
- 平成 19 年度 東京消防庁救急相談センター（#7119） 開設
- 平成 21 年度 「救急医療の東京ルール」に基づく搬送調整開始（地域救急医療センター及び救急患者受入コーディネーターの設置）
- 平成 22 年度 島しょを除く全ての地域で東京ルールに基づく搬送調整開始
小児医療ネットワークモデル事業実施（平成 25 年度まで）
東京都小児医療協議会 設置
東京都こども救命センター 指定
- 平成 23 年度 搬送調整が困難な身体合併症のある精神疾患患者の受入医療機関支援事業 開始
- 平成 26 年度 休日・全夜間診療事業 再構築
搬送調整が困難な開放性骨折患者等の受入医療機関支援事業 開始
- 平成 30 年度 救急搬送患者受入体制強化事業 開始
- 令和 2 年度 「新型コロナ疑い救急患者の東京ルール」に基づく搬送調整開始（新型コロナ疑い地域救急医療センター等の設置）

【周産期医療対策】

- 平成 9 年度 東京都周産期医療協議会 設置
東京都周産期母子医療センター 指定・認定
東京都周産期医療対策事業開始
- 平成 12 年度 多摩地域周産期医療連携強化事業開始
- 平成 20 年度 東京都母体救命搬送システム 運用開始
周産期連携病院 指定
- 平成 21 年度 周産期搬送コーディネーター 設置
- 平成 22 年度 東京都周産期医療体制整備計画 策定
多摩新生児連携病院 指定
- 平成 26 年度 東京都周産期医療体制整備計画 改定
- 平成 29 年度 東京都周産期医療体制整備計画 改定

【災害医療対策】

- 昭和 60 年度 東京都災害拠点病院 整備開始
- 平成 16 年度 東京DMAT 発足
- 平成 19 年度 医療施設耐震化の補助事業 開始
- 平成 23 年度 東京都災害医療協議会 設置
東京都災害医療コーディネーター 設置
- 平成 24 年度 東京都地域災害医療コーディネーター 設置
- 平成 25 年度 東京都災害拠点連携病院 整備開始
- 平成 30 年度 大規模イベントにおける医療・救護計画ガイドライン改定部会 設置
災害拠点病院・災害拠点連携病院の機能強化に関する検討部会 設置
- 令和 3 年度 東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾン 設置

現在の進行状況	<p>【救急医療対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休日・全夜間診療事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 365日24時間救急患者に対応するため、休日及び夜間において救急入院が可能な病床を確保 ・ 救急搬送の受入状況を反映し4段階に区分した病床確保を行う事業として再構築し、平成27年1月から運用を開始（令和3年9月30日現在：指定二次救急医療機関234所） ○ 救急医療の東京ルールの推進 <ul style="list-style-type: none"> 「救急医療の東京ルール」の一環として、地域の救急医療の中核となる「東京都地域救急医療センター」（令和3年9月30日現在：12圏域89病院）を整備するとともに、全都的な救急患者の受入先調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を配置し、関係機関が連携して救急患者を迅速に受け入れる体制を整備 ○ 新型コロナ疑い救急患者の東京ルール <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスに感染した疑いのある救急患者を迅速に受け入れる医療機関として、新型コロナ疑い地域救急医療センター30か所及び新型コロナ疑い救急医療機関76か所を指定し、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保する医療機関に対する支援を実施（令和3年9月30日現在） ○ こども救命搬送システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命処置・集中治療を行う「東京都こども救命センター」として都内4病院を指定 ・ 東京都こども救命センターを中心に、こども救命搬送システムによる小児特有の症状に対応した医療提供体制を構築 ・ 急性期を過ぎた患者の円滑な転院・退院を支援するため、退院支援コーディネーターを各センターに配置 ○ 救急搬送患者受入体制強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療機関において患者受け入れができないケースを減らすため、救急外来における医師や看護師の業務支援として調整業務を行う救急救命士を配置する二次救急医療機関に対する支援を実施
---------	---

現在の 進行 状況	<p>【周産期医療対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都周産期医療体制整備計画」(平成30年3月改定) 東京都の中長期的な周産期医療提供体制の整備指針である本計画に基づき、都全域で周産期母子医療センター及び周産期連携病院にNICU病床を確保するほか、GCU・MFICUの整備を推進(令和3年9月30日現在: NICU病床356床) ○ 東京都母体救命搬送システムの運用 救命救急センターと総合周産期母子医療センターとの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター(スーパー総合周産期センター)」を指定(令和3年9月30日現在: 6施設) ○ 周産期搬送コーディネーターの配置 総合周産期母子医療センターの管轄地域内では受入困難な母体・新生児搬送事例について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを東京消防庁に配置 ○ 周産期医療ネットワークグループの構築 一次から三次までの周産期医療機関等の機能別役割分担と連携により、妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた医療を提供するため都内を8ブロックに分け、ネットワークグループを構築し、施設間連携を推進 ○ 周産期連携病院の指定 地域において、ミドルリスク妊産婦や休日・夜間等の妊産婦の緊急搬送に対応するため、周産期母子医療センターと連携して患者の受入れを担う「周産期連携病院」を指定(令和3年9月30日現在: 12病院) ○ 多摩新生児連携病院の指定 多摩地域の新生児受入体制の強化を図るため、早産児や低出生体重児など比較的高いリスクの新生児に対応できる「多摩新生児連携病院」を2病院指定 ○ 小児等在宅移行研修事業の実施 周産期母子医療センター等におけるNICU・PICU等入院児の在宅療養への円滑な移行を促進するとともに、在宅移行後の地域における児の安心・安全な療養生活の実現を図るため、NICU・PICU等入院児に関わる関係機関の職員等を対象とした研修を実施 ○ 産科救急対応向上事業 妊産婦の主たる死亡原因である産科危機的出血等への初期対応の強化を図るため、一次周産期医療機関等(病院、診療所、助産所)の医師、助産師及び看護師を対象とした、産科救急に関する研修を実施
-----------------	---

現在の進行状況	<p>【災害医療対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京DMAT 大震災等の自然災害や大規模な交通事故等の現場で、救命処置を実施する災害医療派遣チーム「東京DMAT」を編成し、併せて東京DMATを設置する指定病院にDMATカーを配備（令和3年9月30日現在：25か所） ○ 災害拠点病院・災害拠点連携病院の整備 主に重症者を受け入れる災害拠点病院を84病院指定するとともに、主に中等症者を受け入れる災害拠点連携病院を136病院指定（令和3年9月30日） ○ 東京都災害医療コーディネーター 東京都災害医療コーディネーターを3名配置するとともに、各二次保健医療圏に東京都地域災害医療コーディネーター（計12名）を配置して「地域災害医療連携会議」や図上訓練を実施し、地域の実情に合わせた災害医療体制の構築を推進 ○ 災害時医療救護活動ガイドライン 平成28年2月に策定したガイドラインについて、同年4月に発生した熊本地震で活動した医療チーム等に対するアンケートなどを実施し、熊本地震での医療救護活動における課題を整理・抽出して、東京都災害医療協議会などで検討し、平成30年3月に改定 ○ 災害医療体制の検証 地域災害医療連携会議が核となり、災害医療図上訓練を実施し、負傷者の受入医療機関の調整、医療救護班の要請・派遣など、関係機関同士の連携方法について検証 ○ 大規模イベント時における医療提供体制の強化 東京2020大会の開催に向け、東京都災害医療協議会の下に改定部会を設置し、発生事象別（自然災害・テロ等）に発災直後における医療提供体制についての検討を行い、平成31年3月に「東京都が主催する大規模イベントにおける医療・救護計画ガイドライン」を改定 ○ 災害拠点病院・災害拠点連携病院の機能強化 平成30年度に発生した大阪北部地震や北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）等での医療機関での被害状況を踏まえ、災害拠点病院及び災害拠点連携病院の電力確保等について、東京都災害医療協議会の下に部会を設置し、検討を行い、自家発電機等の浸水対策への支援を開始
---------	--

現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none">○ 災害時小児周産期リエゾンの設置 都内で大規模な災害が発生した際に、小児周産期に係る医療救護活動について、都全域を対象として都に助言を行う「東京都災害時小児周産期リエゾン」、都内各二次保健医療圏域を対象として調整を行う「地域災害時小児周産期リエゾン」をそれぞれ指定○ 災害時小児周産期医療救護活動ガイドライン第1版（令和3年3月） 小児周産期に係る医療救護活動について、災害時小児周産期医療体制検討部会等で検討し、災害時医療救護活動ガイドラインに即して、小児周産期医療救護活動の指針を策定
---------	--

【救急医療対策】

- いつでも、どこでも、誰でも、それぞれの症状に応じた適切な医療が受けられるよう、救急医療体制の体系的な整備を進めるとともに、高齢化の進行に伴う救急搬送件数の増加を踏まえ、「救急医療の東京ルール」の一層の推進と安定的な運用を図り、救急医療体制の強化を進めていく。
- 新型コロナウイルス感染症の流行状況を見極めながら、新型コロナウイルスに感染した疑いのある救急患者を迅速に受け入れる医療提供体制を確保する。
- 東京都こども救命センターを中核とした各地域ブロックの小児医療機関のネットワークグループの運営を通じて、小児医療連携体制の充実を図る。
また、地域連携を強化し、在宅移行支援病床やレスパイト病床の設置を促進するなど、患者・家族を支援していく。

【周産期医療対策】

- 引き続き、周産期医療に必要な病床等の安定的な確保を進めるとともに、周産期連携病院の拡充や周産期医療ネットワークグループにおける連携推進など、患者のリスクに応じた医療提供体制の強化を行っていく。
- 東京都母体救命搬送システム、周産期搬送コーディネーター事業について、東京都周産期医療協議会等において検証を行うとともに、制度の円滑な運用に向けた取組を着実に進めていく。
- N I C U等からの円滑な退院に向け、周産期母子医療センターへのN I C U入院児支援コーディネーターの配置促進や質の向上などの取組を進めるとともに、退院後も医療的ケアが必要な入院児の外泊訓練などを支援していく。

【災害医療対策】

- 災害時における様々な局面において東京DMATが活動するための諸課題について検討し、円滑な医療救護活動の推進と機能の充実を図る。
- 災害拠点病院の追加指定や施設整備等に対する補助をするなど、都の被害想定を踏まえた実効性の高い災害医療体制を整備する。
- 二次保健医療圏ごとに設置している地域災害医療連携会議において医療救護体制の整備及び図上訓練を実施するとともに、区市町村災害医療コーディネーターの配置や緊急医療救護所の設置に関して区市町村を支援していく。
- 平成30年3月に改定した災害時医療救護活動ガイドラインに基づき、各種訓練等の実施による検証や東京都災害医療協議会などでの検討を行うとともに、発災時の連携方法等について、関係機関との調整を図る。

今後の見通し	<p>○ 災害拠点病院・災害拠点連携病院の機能強化について、風水害を含めた様々な災害の発生時に的確に対応するため、自家発電機等の浸水対策などに取り組む災害拠点病院等への支援をはじめ、新たに風水害対策を盛り込んだ病院向けのBCP策定ガイドラインの改定を行い、自然災害への備えを一層働きかけるなど、災害時の医療救護体制の充実を図っていく。</p> <p>○ 令和3年3月に策定した災害時小児周産期医療救護活動ガイドラインに基づき、各種訓練等の実施による検証や災害時小児周産期医療推進部会等で検討を行うとともに、都主催の研修を通じて、小児周産期医療関係者が都の災害医療体制の理解を深め、医療救護活動を円滑に実施できるよう支援し、災害時小児周産期医療体制の充実を図っていく。</p>		
問い合わせ先	福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課	電話	03-5320-4427